

「クーリングシェルター」と「Yatsushiro 涼み処」の具体的な内容

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）	Yatsushiro 涼み処（熱中症予防休憩所）
☐ <u>適当な冷房設備を有する</u> 1. 定期的にメンテナンスしている 2. 実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備 ☐ 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、指定場所の<u>開放義務がある</u> ☐ 熱中症特別警戒情報発表時以外も開放可能日・時間帯において、できるだけ施設開放の協力をする ☐ 一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること ☐ 指定された開放場所が開放可能日・時間帯において利用可能であること ☐ 熱中症特別警戒情報の運用期間である 4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日 (年度により 10 月の第 3 水曜まで) ☐ 市と事業者と<u>協定を締結</u> ☐ 市・県のホームページに施設内容の掲載を行う	☐ 冷房設備もしくは、日陰の風通しの良い場所（扇風機など使用） ☐ 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、<u>開放義務はないが</u>、できるだけ協力する ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 事業者の<u>申込みにより</u>、指定する ☐ 同左
施設の表示 	施設の表示 